

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和6年度 2月度)

1 日 時 令和7年2月3日(月)

開会：午後3時00分

閉会：午後4時00分

2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室

3 出席委員 13名

2番	両國 明美	3番	上野 和枝	4番	栗山 敬行
5番	平井 清一	6番	田中 昭一	7番	池田 貢
8番	宮木 克幸	9番	川上 三郎	10番	吉田 純夫
11番	森 久志	12番	高木 良治	13番	山本 善榮
15番	向 悟司				

4 欠席委員 1番 三島 幸浩 14番 浮橋 勉

5 議 題 第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

6 職務のため出席した事務局等職員

4名

局長 谷口 義洋 主査 川上 一弘 事務員 松村 涼子

市長部局から

農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

7 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和6年度2月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を栗山委員の主唱により、皆様をお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、

第1号議題 農地利用集積計画について

第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件

であります。

□議長(会長) 本日は、三島委員、浮橋委員の欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中13名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長(会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、吉田委員、森委員をお願いいたします。

□議長(会長) それでは、第1号議題 農用地利用集積計画につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) 本件は、氷見市長より農用地利用集積計画について1月22日付けで諮問があり、本総会において審議し、決定結果を委員会から答申するものです。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 『農用地利用集積計画について』につきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分と中間管理事業分の利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題『農用地利用集積計画について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題、『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について』意見を付する件、2件につきまして説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

今回の案件は、5条が2件となっております。

番号1番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（***）

譲渡人は、氷見市**——番地（***）外2

申請地は、氷見市**——番 外2 です。

申請書において地目は登記は田、現況は、田及び畑、現地は宅地として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が住宅敷地、権利は所有権移転です。

農地区分は第3種農地です。

番号2番 5条の案件で、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（***）

譲渡人は、氷見市**——番地（***）

申請地は、氷見市**——番 です。

申請書において地目は登記は畑、現況は雑種地、現地は雑種地として利用されている状況です。

申請面積は——㎡、転用目的が駐車場、権利は所有権移転です。

農地区分は第1種農地です。

・なお、こちらは違反転用の状態となっていたことから始末書の提出を受

けております。

- ・引き続き、許可基準について、説明させていただきます。
- ・許可基準につきましては、

番号1番は、都市計画法上の用途地域（第1種住居地域）であり第3種農地となるため原則許可となります。

番号2番は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地となり原則不許可ですが集落に接続しているため例外許可となります。

では、今回付された案件〇件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般一月一日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員）先般一月一日、わたしと事務局員で現地調査を実施しました。その結果について報告いたします。

今回の案件2件については、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地耕作者からの承諾が得られており、「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されております。

以上、今回の案件1件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 雑種地であっても違反転用になりますか。

（事務局） 埋め立ててコンクリをしてあり違反転用となります。

現況を雑種地としましたが、宅地に改めます。

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題『農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件』につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

以上で本日の案件は、全て終了しました。

これで、氷見市農業委員会2月度定例総会を終了します。

その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月3日

議 長

署名委員

署名委員